

長崎県島原病院売店
等運営事業者公募要項
令和8年8月

長崎県島原病院

目 次

第 1 公募の内容

1 出店場所	1
2 出店条件	1

第 2 行政財産等の使用許可

1 行政財産使用許可	7
2 使用の制限等	8
3 建築・設備の諸条件	9
4 行政財産使用許可の取り消し又は変更	9
5 原状回復	9
6 損害賠償	9
7 使用許可の取り消しによる損失の扱い	10
8 定期報告等	10
9 その他	10

第 3 応募の手続等に関する事項

1 スケジュール	11
2 応募者の資格	11
3 公募要項の配布期間及び場所	12
4 公募要項の内容に関する質問の受付	12
5 参加表明書類の提出	13
6 企画提案書の提出	13
7 参加表明書等の要件及び取扱い	14

第 4 審査及び選定について

1 選定委員会の設置	15
2 審査及び選定の方法	15
3 選定結果の通知	15
4 店舗設置工事	15
5 運営事業者決定後の諸手続き	16

第 5 応募にあたっての留意事項等

1 選定対象からの除外	16
2 応募に関する費用負担	16

★別表 1 企画提案書の評価基準・別表 2 評価の方法

★様式第 1 号 参加表明書

様式第 7 号 応募申込辞退届出書

様式第 2 号 業務概要書

★別紙 1 長崎県島原病院配置図（位置図）

様式第 3 号 病院売店運営事業の実績書

別紙 2 出店場所図

様式第 4 号 質問書

別紙 3 物品等搬入・搬出経路図

様式第 5 号 企画提案書

様式第 6 号 応募申込事項変更届出書

長崎県島原病院売店等運営事業者公募要項

長崎県島原病院（以下「当院」という。）では、病院利用者等の利便性及び職員の福利厚生を図りつつ、病院施設の一部を有効に活用するため、病院内に売店を設置しています。現在の運営事業者の使用許可期間が令和9年3月末までとなっており、令和9年4月から新たに当院が提示する諸条件の下、出店について自ら企画立案するとともに、店舗運営に豊富な経験や実行力等を有する運営事業者を公募します。

第Ⅰ 公募の内容

Ⅰ 出店場所

運営事業者は、下記の（Ａ）又は（Ｂ）の場所を選択すること。

（Ａ）

- ・売店 70.72 ㎡（１階待合ホール横）
- ・自動販売機 5.58 ㎡（３階売店前２台＋３階ラウンジ１台）
- ・自動販売機（マスク用） 0.075 ㎡（１階エントランスホール横１台）

※別紙１「長崎県島原病院配置図」、別紙２「出店場所図」参照

（Ｂ）

- ・売店（倉庫含む） 48.08 ㎡（３階ラウンジ横）
- ・自動販売機 5.58 ㎡（３階売店前２台＋３階ラウンジ１台）
- ・自動販売機（マスク用） 0.075 ㎡（１階エントランスホール横１台）

※別紙１「長崎県島原病院配置図」、別紙２「出店場所図」参照

２ 出店条件

（１）出店期間

令和9年（2027年）4月1日から令和19年（2037年）3月31日までとする。

（２）営業時間等

営業時間は、平日の午前8時30から午後5時までの営業を必須とし、必須営業時間を越える営業は、運営事業者の提案に基づき、当院と協議のうえ決定することとします。

（３）営業日及び営業時間に関する留意事項

ア １年に１回程度、平日を除く日に、電気設備点検のため終日停電する日があります。

イ 当院が承認する場合に限り、出店後に営業日及び営業時間の変更を可能とします。

（４）取扱商品等

ア 取扱商品

区 分	取扱商品
必須品目	・ 飲物、食物（例：弁当、おにぎり類、パン類、菓子類、ソフトドリンク、インスタント食品、コーヒー、お茶ほか） ・ 当院が要請する医療衛生材料等 ・ パジャマ、紙おむつ、下着類、切手・レターパック、新聞雑誌等、利用者の嗜好に幅広く対応できるとともに、入院生活に必要な日用品類

禁止品目	・ 酒類 ・ アダルト関連商品 ・ その他療養に適さないもの
------	--

※応募にあたっては希望する商品を禁止品目に該当しない範囲で自由に提案して下さい。

イ 当院が公用で商品を購入する際に、掛売で対応ができることを必須条件とします。

(5) 売店に係るその他の付随サービス

ア 金融機関 ATM（長崎県の地方銀行やゆうちょ銀行などの金融機関との取引が可能なもの）の設置、管理及び運営について、可能な限り対応すること。

イ 電子マネーの利用が可能であること。

(6) 自動販売機部分（3 階）

ア 営業時間等

・ 毎日、24 時間（自動販売機の保守管理等に要する時間は除く）

イ 型式・機能

- ・ 大きさ、形状は当院が指定する場所に対応したもの（既設自動販売機と同程度）とします。
- ・ 3 台設置のうち 1 台はカップ式とすること。
- ・ 緊急時の連絡先を表示してください。
- ・ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、J I S 規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。
- ・ 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、当院の指示に従うこと。

ウ 管理運営

- ・ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機 1 台に 1 個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

エ 取扱商品

- ・ コーヒー、紅茶、お茶、水、スポーツドリンク、軽食等、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えを行うこととします。

オ 販売を禁止するもの

- ・ アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷ものの商品。

カ 販売価格

- ・ 販売価格の上限は、販売商品の標準小売価格とします。

(7) 自動販売機部分（1 階）

ア 営業時間等

- ・ 毎日、24 時間（自動販売機の保守管理等に要する時間は除く）

イ 型式・機能

- ・ 大きさ、形状は当院が指定する場所に対応したもの（既設自動販売機と同程度）とします。

- ・緊急時の連絡先を表示してください。
- ・転倒防止の措置を講じてください。

ウ 取扱商品

- ・マスク

エ 販売価格

- ・販売価格の上限は、販売商品の標準小売価格とします。

(8) 入院セット運営事業

ア 業務概要・目的

入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要な寝巻、タオル等を洗濯付きで提供し、及び、日用品等の患者負担となる物品（以下「入院セット」という。）を支給し、日額で料金を請求する。

イ 実施場所

受付業務を行う場合は、窓口として病院が指定するスペースにおいて、入院セット受付を設置し、使用すること。また、入院セットの保管場所として、各階の保管庫の一部を使用できるものとする。加えて、病院と協議の上、必要に応じて病院が指定する倉庫スペースを使用することができる。なお、これらのスペースは貸付面積に含まないものとする。

ウ 運営時間

専属職員は、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に勤務し、常駐して対応を行うこと。また、導入前後には、病院の求めに応じて病院職員への説明会を実施するとともに、サポート体制を整え、円滑な業務の実施に努めること。

エ 業務内容

①セット内容

- ・次のセット、品目の価格にて評価をする。なお、衛生面に十分配慮し、かつ、病衣類・タオル類については、洗濯を含むこと。また、将来的な日用品類等の拡張性についても評価するものとする。
- ・入院セット運営における病院職員の業務負担軽減及び運営効率化に資する提案についても評価する。
- ・受託者確定後、実際に運用する入院セットの仕様・価格・納品頻度・所掌区分等は、受託者・病院間で協議・調整の上決定のこと。また、本協議は準備期間中に完了すること。
- ・契約期間内でのサービスの見直しや変更に対応できること。
- ・病衣やおむつについては、利用者の身体的状況に応じて選択できるよう複数のサイズを準備すること。

A. 基本セット

【参考】現在価格：385円/日（税込）

物品名		使用目安
病衣類 「浴衣・甚平・介護ねまき・小児用ねまき」から選択可		週3枚
バスタオル		週3枚
フェイスタオル・大判おしぼり		週7枚
日用品類	蓋つきコップ	

	らく飲み	劣化が見られる場合は交換 できること
	歯ブラシ	
	歯みがき粉	
	歯みがきティッシュ	
	口腔ケアジェル	
	うがい受け	
	ウェットティッシュ	
	BOX ティッシュ	
	マスク	
	イヤホン	
	トラベル用リンスインシャンプー	
	トラベル用ボディソープ	

B. オプション

【参考】①現在価格：99 円/日（税込）

②現在価格：88 円/日（税込）

③現在価格：77 円/日（税込）

物品名	使用目安
①肌着（前開き七分袖肌着）	週3枚
②下着 「男性用ブリーフ・女性用ショーツ」から選択可	週3枚
③くつ下（すべり止め付きくつ下）	週3枚

C. おむつセット①

【参考】現在価格：682 円/日（税込）

物品名	使用目安
リハビリパンツレギュラー	1日1～2枚
のびーるフィットテープ止め	
かんたん装着パッドレギュラー	1日1～4枚
一晩中 SkinConditionU36	
長時間安心さらさらパッド	

D. おむつセット②

【参考】現在価格：297 円/日（税込）

物品名	使用目安
リハビリパンツレギュラー	1日1枚
のびーるフィットテープ止め	
かんたん装着パッドレギュラー	

- ・おむつの銘柄については、入院患者への負担軽減、衛生面の向上等を踏まえ、「ユニ・チャーム」を指定しているため対応できること。ただし、当院の承認を受けた同等以上品への変更は可とする。

②受付業務

- ・病院が指定する受付ブースに専属職員を配置し、利用者への対応を行うことが望ましい。なお、受付時間は 10 時 00 分から 11 時 00 分まで及び 13 時 30 分から 15 時 00 分までを基本とし、受付時間外であっても勤務時間中に問い合わせや申込みがあった場合には、可能な限り対応すること。
- ・運営事業者が雇用する専属職員が、入院セットサービスの利用説明、申込み、変更及び解約手続を行うとともに、入院患者及びその家族からの質問等に対応できる体制を整備することが望ましい。

③商品管理

- ・物品は常に清潔なものが病院の指定された場所へ保管されており、入院患者の申し出の都度また必要に応じて配布することができる数量が常時確保されていること。また、商品内容に関しては当該職員の希望を反映したものであること。
- ・物品の発注・納品、その他サービス運営上必要な物品の管理を適切に行うこと。なお、リネン類の洗濯業務に関しては、提携事業者が適切な洗濯を実施すること。

④配布業務

- ・運営事業者が雇用する専属職員は、各病棟の保管庫に対し、入院セット商品等の配布及び補充を適切に行い、欠品が生じないように在庫管理を行うこと。

⑤入金管理

- ・運営事業者は、利用料金の請求・回収を行うこと。料金の請求は申込者個人とし、病院へは請求しないものとする。
- ・利用料金の回収時に未収金が発生した場合は適切に管理すること。
- ・現金及びクレジット、電子マネー等各種支払いに対応することが望ましい。

オ 運用事項

- ・運営事業者は、本業務の実施に当たり、病院の承認を得た上で、運営事業者が提案する入院セットサービス事業者に業務を実施させることができるものとする。なお、当該業務の履行に関する一切の責任は運営事業者が負うものとする。
- ・入院セットサービスを運営する上で、商品の品目については病院の意向を最大限尊重すること。また、病院からの要望又は必要に応じて入院セットの内容の見直し及びリニューアルに対応すること。なお、病院が指定する品目（商品名等を含む。）については、必ず取り扱うこと。
- ・運営事業者又は運営事業者が提案する入院セットサービス事業者は、サービス導入の 1 週間前から担当者を常駐させ、既存の入院患者に対してサービス内容の説明を行うこと。
- ・運営事業者は、入院セットサービスの運営に関する連絡調整及び問題対応を行う責任者を配置し、定期的な訪問等により運営状況を確認すること。
- ・サービス運営に必要な物品は、運営事業者又は運営事業者が提案する入院セットサービス事業者が準備すること。
- ・運営事業者が使用する内線電話を除く電話回線及びインターネット回線の設置費用は、運営事業者の負担とする（設置する場合に限る。）。

カ 衛生管理

- ・運営事業者は衛生管理及び感染症対策について関係法令等を遵守するとともに、衛生管理については万全を期すこと。入院セットの提供に携わる専属職員については、感染対策の教育を行い、その実施した結果を報告できる体制を構築すること。専属職員の交代の場合も、同種の教育を実施すること。

(9) 病院概要

ア 病床数

許可病床数 207 床「一般病床 203 床・感染 4 床」

イ 標榜診療科（令和 8 年 8 月 1 日現在）

内科・循環器内科・消化器内科・呼吸器内科・血液内科・外科・整形外科・脳神経外科・小児科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・病理診断科・耳鼻いんこう科・眼科・皮膚科・臨床検査科（18 科目）

ウ 平均外来患者数 229.1 人（令和 7 年度実績）

エ 入院患者数の状況（令和 7 年度実績）

- ① 1 日平均入院患者数 169.2 人
- ② 新入院患者数(1 日当たり) 11.8 人
- ③ 平均在院日数 13.3 日

オ 職員数 約 405 人（令和 8 年 3 月 31 日時点、常駐する委託業者を除く）

(10) その他

ア 病院施設内には、地下 1 階及び 1 階に自動販売機があり、商品内容が競合する場合があります。

イ 店舗形態は、運営事業者が直営ブランドの店名、ロゴ等を使用し、直接運営する場合のほか、フランチャイズチェーン運営会社（以下「チェーン本部」という。）と店舗運営者のフランチャイズ契約又はライセンス契約（以下「フランチャイズ契約等」という。）によるもの（フランチャイズ契約等により店舗運営を行う者を以下「加盟店等」という。）を認めることとする。なお、加盟店等による運営を予定している場合は、出店予定者決定後、当院が指定する期日までに、チェーン本部とのフランチャイズ契約書等（契約関係を確認できる書類）の写しを提出するものとする。

※フランチャイズ契約等による店舗運営を予定している場合は、本プロポーザルの参加者がチェーン本部であるか、加盟店等であるかによって、参加条件、必要書類が下記のとおり変わるため、留意すること。

① チェーン本部が運営事業者となる場合

本プロポーザルへの参加から事業者選定において、加盟店等がどこであるかは問わない。自らが主体となり、自己の責任において参加及び企画提案すること。

② 加盟店等が運営事業者となる場合

事業者選定において、加盟店等とチェーン本部を一つのグループとして評価する。加盟店等は参加表明時点でチェーン本部を指定すること。また、当該チェーン本部は、本公募要項第 3 の 2「応募者の資格」の要件を満たしている必要があるため、参加表明書に必要書類を添付すること。

第2 行政財産等の使用許可

1 行政財産使用許可

(1) 使用許可申請

出店するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び長崎県公有財産取扱規則（昭和39年3月31日長崎県規則第31号）第19条の規定に基づき、行政財産使用許可申請を行い、長崎県島原病院長より使用許可を受けなければなりません。

(2) 使用許可物件

本公募要項第1の1の「出店場所」のとおり

(3) 使用許可期間

ア 使用を許可する期間は令和9年4月1日から令和19年3月31日までです。

イ 店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含みます。

ウ 開店準備が整うまでの期間（遅くとも2か月以内）は、仮店舗での営業をお願いします。

仮店舗の場所は本館3階ラウンジを予定しています。仮店舗の営業に係る設備等の設置費用は運営事業者負担となりますが、使用料及び光熱水費は徴収しません。

また、現運営事業者が撤去に要する期間、やむを得ず売店を休店する場合は、その間の仮店舗での営業をお願いする場合があります。

(4) 行政財産使用料

行政財産使用料は免除とします。

(5) その他の経費

ア 使用許可期間中に売店で使用した光熱水費については、原則として運営事業者の負担とします。

ただし、以下の条件を満たす場合は、光熱水費を徴収しないものとします。

①病院職員の福利厚生の上昇に対する24時間365日の継続的かつ安定したサービス提供を目的として、病院職員が24時間365日利用できる営業体制を維持すること。

②病院未収金の縮減に資するため、院内に金融機関ATMを設置すること。なお、ATMの設置及び運営に係る費用は、運営事業者の負担とする。

イ 自動販売機の設置及び運営に係る電気料金等の光熱水費については、運営事業者の負担とします。

ウ 外線電話及びインターネット回線等を必要とする場合は、その設置工事費、使用料及び維持管理費について運営事業者の負担とします。

エ 運営事業者は、使用許可物件内の冷暖房管理を自ら行うものとし、必要な設備の設置及び維持管理を行うこととします。

オ 塵芥処理料並びに空きビン、空き缶及びペットボトル回収処理業務手数料は徴収しません。本公募要項第2の2の(4)の「商品の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等」に掲げるとおり、運営事業者は自ら使用許可物件で発生した廃棄物を処理することとします。

カ 清掃料は徴収しません。運営事業者は使用許可物件内の清掃を自ら行うこととします。

2 使用の制限等

(1) 店舗の制限

- ア 運営事業者は使用許可物件及び貸与物件を売店営業以外の用途に供することはできません。
- イ 運営事業者は使用許可物件を善良な管理者の注意をもち、維持保全しなければなりません。
- ウ 上記イの規定による維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費(電球等の交換を含む。)は、運営事業者の負担とします。
- エ 運営事業者は使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等(以下「名義貸し等」という。)をすることはできません。
- オ 使用許可を受けた部分について修繕その他の行為をしようとするとき、又は企画提案書により提案した事項に変更を加えようとするときは、事前に書面により当院の承認を受ける必要があります。この場合の修繕等は運営事業者自らが行うこととし、その費用も運営事業者の負担とします。
- カ 現運営事業者が施工した冷暖房設備その他設備等を新運営事業者が引き継ぐ場合は、現運営事業者は、当該設備等を原状回復の対象から除外することについて当院と協議のうえ、承認を受ける必要があります。また、新運営事業者は、自身の退去時に引き継いだ設備等を確実に撤去し、原状回復を行ったうえで使用物件を返還してください。

(2) 店舗工事の制限等

- ア 運営事業者は、出店にあたり、企画提案に基づき自らの責任と負担において冷暖房設備その他営業に必要な店舗工事を行うこととします。
- イ 店舗工事にあたっては、事前に当院と設計及び施工の協議を行ったうえ、必ず当院の承諾を得ることとします。当院は工事終了後に履行確認を行い、この確認をもって工事完了となります。
- ウ 店舗内の間仕切り位置は、建築基準法の制約を受けるため、建具の追加、間仕切り位置の変更、天井高さの変更等を依頼する場合があります。
- エ 柱、梁等の構造体には、原則としてアンカー設置はできません。ただし、当院とアンカーの仕様、設置位置等について協議を行い、当院が承諾した場合については、設置可能とします。

(3) 防災上の配慮

ガス及び裸火は使用できません。

(4) 商品の仕入れ・管理及び搬入・廃棄物の搬出等

- ア 仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れるとともに、販売商品の瑕疵については、運営事業者がすべて責任を負うこととします。
また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、取扱商品については適温管理を行い鮮度・品質保持に努め、消費期限等を厳守しなければなりません。
- イ 店舗への商品の搬入及び店舗からの廃棄物の搬出は、地下1階物品搬入出入口から行うこととします。
- ウ 商品の搬入及び廃棄物の搬出等に必要なトラック等は、本館横の池付近を使用することとします。(別紙3「物品等搬入・搬出経路図」参照)

また、平日の午後7時30分から翌日午前6時まで及び平日以外の日は地下1階物品搬入出入口が施錠されますので、この時間帯に商品の搬入及び廃棄物の搬出等を行う場合は、守衛に鍵の解錠を依頼してから搬入及び搬出をしてください。

エ 店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物について、その回収に必要な容量の回収ボックスを運営事業者の負担で店内に設置することとします。

また、回収した廃棄物を含む使用許可物件で発生する全ての廃棄物の処理は、運営事業者が行うものとし、その費用も運営事業者の負担とします。

(5) 防犯対策について

運営事業者は、使用許可を受けた部分の防犯対策を自ら行うこととします。

(6) 事故等の未然防止と発生時の対応について

運営事業者は、事故（食中毒等）や販売上のトラブル等の未然防止に万全を期すとともに、万が一事故等が発生した場合や利用者からの苦情があった場合は、運営事業者が責任をもって処理するとともに、当院に対してその内容を迅速に報告してください。

3 建築・設備の諸条件

建築・設備の諸条件については、受託者の責任において必要に応じ現地調査を実施し、設計・施工に必要な事項を確認すること。

4 行政財産使用許可の取り消し又は変更

当院は、運営事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

- (1) 運営事業者が行政財産の許可の条件に違反したとき
- (2) 運営事業者が本公募要項第3の2の「応募者の資格」を失ったとき
- (3) 運営事業者が本公募要項第2の2の「使用の制限等」に違反したとき
- (4) 運営事業者が企画提案書の内容と異なった店舗・サービス内容で出店しようとしたとき、又は出店後に企画提案書の内容と著しく異なった運営を行ったとき
- (5) 当院が公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とするとき
- (6) 当院からの請求に基づく使用料や光熱水費を滞納したとき
- (7) その他病院長が必要と認めるとき

5 原状回復

- (1) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、運営事業者は、自己の負担で、当院の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、当院が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 運営事業者が原状回復の義務を履行しないときは、当院は運営事業者の負担においてこれを行うことができます。

6 損害賠償

- (1) 運営事業者は、その責めに帰する理由により、使用許可物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、損害賠償として当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額

を支払わなければなりません。ただし、運営事業者において使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、運営事業者は、当院が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
- (3) 各号に掲げる場合のほか、運営事業者は、使用許可物件の使用又は工事にあたり、当院又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

7 使用許可の取り消しによる損失の扱い

- (1) 本公募要項第2の4の「行政財産使用許可の取り消し又は変更」の規定により使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより運営事業者に損害が生じても、当院はその損失を補償しません。また、運営事業者は当院に対し一切の補償請求をできないこととします。
- (2) 使用許可が取り消された場合において、運営事業者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用の償還の請求をできないこととします。

8 定期報告等

運営事業者は、毎年度終了後、すみやかに利用者数や収支の実績を含め、企画提案内容に沿った取組実績等を記載した事業報告書(任意様式)を作成し、当院に提出するものとします。また、当院は使用許可物件について随時に調査を実施し、又は必要な報告を求め、その使用に関し指示することができるものとします。

9 その他

- (1) 運営事業者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (2) 病院施設の設備点検のため、営業時間内外を問わず店舗内に病院職員又は当院の委託業者が立入ることがあります。
- (3) 病院敷地内は禁煙です。
- (4) 売店従業員の駐車場及び駐輪場については、当院が指定する場所を利用してください。
- (5) 使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、関係法令及び長崎県病院企業団の関係条例又は規則等に定めるところによります。

第3 応募の手続等に関する事項

1 スケジュール

項 目	期間又は期日
① 公募要項の配布	令和8年8月28日～令和8年9月18日
② 質問の受付	令和8年9月11日まで
③ 質問に対する回答	令和8年9月16日まで
④ 参加表明書等の受付 ア) 参加表明書の提出期限 イ) 企画提案書の提出期限	【各提出期限】 ア) 令和8年9月18日まで イ) 令和8年10月14日まで
⑤ プレゼンテーション実施通知	令和8年9月25日
⑥ プレゼンテーション等の実施	令和8年10月中旬
⑦ 売店運営事業者の決定	令和8年10月下旬
⑧ 店舗図面の提出期限	令和8年11月末まで
⑨ 開店	令和9年4月1日～ ※開店準備が整い次第（遅くとも2か月以内）

2 応募者の資格

応募者は、次の（1）から（14）の全ての要件を満たしていることが必要です。

- （1）病院施設内に設置する店舗の基本的な考え方及び行政財産使用許可の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- （2）良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
- （3）長崎県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者であること。
- （4）過去5年以内に許可病床200床以上の医療法に定める病院において、当該請負業務を履行した実績があること。
- （5）売店の運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有する者を従事させることができる者であること。
- （6）応募者の代表が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- （7）会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- （8）長崎県税に係る滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がない者であること。
- （9）応募者の代表及び役員が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。また、暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- （10）「長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。
- （11）「長崎県建設工事暴力団対策要綱」に基づく指名除外を受けていないこと。

- (12)応募者の代表及びその役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (13)公共の安全及び福祉を脅かす団体又は団体に属する者でないこと。
- (14)長崎県が行う競争入札に関する指名停止又は入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。

3 公募要項の配布期間及び場所

(1) 公募期間

令和8年8月28日（金）から令和8年9月18日（金）まで

(2) 配付場所

〒855-0861 長崎県島原市下川尻町7895番地

長崎県島原病院 財務係

電話：0957-63-1145（代表） FAX：0957-63-4864

メール：shimabara@nagasaki-hosp-agency.or.jp

(3) 掲載場所

公募要項は、長崎県病院企業団本部又は長崎県島原病院のホームページからダウンロードください。

長崎県病院企業団本部ホームページ <http://www.nagasaki-hosp-agency.or.jp/>

長崎県島原病院ホームページ <http://www.shimabarabyoin.jp/>

4 公募要項の内容に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年8月31日（月）午前9時から令和8年9月11日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

「質問書」（様式第4号）によりメール又はFAXにて提出してください。なお、提出した場合は、着信確認のため、提出先へお電話ください。

(3) 提出先

上記3（2）の「配布場所」に同じ

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月16日（水）までに、共通事項については参加者全員へ、個別事項については質問者へ、随時FAX又はメールにより担当者宛て通知する。

なお、回答を受領した場合は、着信確認のため、受領した旨をお電話ください。

(5) その他

ア 質問は、上記（2）の「質問書」のみで受け付けます。口頭での質問はできません。

イ 本公募要項及び手続き等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 参加表明書類の提出

(1) 参加表明にあたっての必要書類及び提出部数は次のとおりです。

提出書類	書類の内容	提出部数
①参加表明書	様式第1号	1部
②業務概要書	様式第2号 法人の事業概要を確認できるパンフレット等を添付	1部
③病院売店運営事業の実績書	様式第3号	1部
④履歴事項全部証明書	法務局が発行する履歴事項全部証明書の原本を提出	1部
⑤印鑑証明書	法務局が発行する印鑑証明書の原本を提出	1部
⑥県税に未納がないことの証明書	長崎県が発行する県税に未納がないことの証明書の原本を提出（証明書は各振興局で発行しています）	1部
⑦消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	税務署が発行する納税証明書の原本を提出	1部
⑧決算書類	直近2営業年度分の貸借対照表及び損益計算書を提出	1部

(2) 提出期間及び提出方法

提出期間は、本公募要項第3の1の「スケジュール」（長崎県病院企業団の休日を定める条例（平成21年長崎県病院企業団条例第3号）第1条第1項に規定する休日を除く。）のとおりとし、午前9時から午後5時の間に持参又は郵送（書留郵便に限ります）により提出してください。

(3) 提出場所（あて先）

本公募要項に記載する第3の3の(2)の「配布場所」に同じ

(4) その他

ア 上記に掲げる書類のほか、当院が必要とする書類の提出を求める場合があります。

イ 提出内容の変更は、上記(2)の提出期間内に限り可能とします。変更が生じた場合は、速やかに「応募申込事項変更届出書」（様式第6号）により届け出のうえ、変更後の書類を提出してください。

ウ 参加表明書を提出した後、応募を辞退する場合は、「応募申込辞退届」（様式第7号）を提出してください。なお、辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

6 企画提案書の提出

(1) 応募者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、提案は1者1提案に限ります。

提出書類	書類の内容	提出部数
⑨企画提案書 (様式第5号)	・各項目について、提案・PR ・使用する用紙はA4サイズ（一部A3サイズも可） ※作成にあたっては、法人名及び法人名を特定できる固有 名詞やロゴマーク等の記載や表示をすることはできません。	15部

⑩各種営業許可等	・提案する企画の実施に必要な免許証・許可証等の写し なお、取得予定の場合は、取得予定の営業許可等を記載したものを提出（様式任意）	各1部
----------	---	-----

（２）提出期間及び提出方法

本公募要項に記載する第3の5の（２）の「提出期間及び提出方法」に同じ

（３）提出場所（あて先）

本公募要項に記載する第3の3の（２）の「配布場所」に同じ

（４）その他

ア 企画提案書の再提出は、受付期間内に限り行なうことができます。なお、提案書の部分的な差し換えは認めません。

イ 企画提案書を提出した後、応募を辞退する場合は、「応募申込辞退届」（様式7）を提出してください。なお、辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しません。

また、受付期間内に企画提案書の提出がない場合は、応募を辞退したものとみなします。

ウ プレゼンテーションに使用する電子データについては、事前に CD-R 等で提出すること。その他、プレゼンテーション時の使用機材、ソフトウェアについては、個別に問い合わせること。（参加者の PC の持ち込みも可能。）

7 参加表明書等の要件及び取扱い

（１）参加表明書等の要件

参加表明書等は、次に掲げる要件の全てを満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める提出期間、提出方法及び提出先に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

ウ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

エ 記載すべき事項が全て記載されていること。

オ 虚偽の内容が記載されていないこと。

（２）参加表明書等の取扱い

ア 参加表明書等に記載された個人情報、運営事業者に関する審査、選定及び決定その他出店手続を実施する目的以外に応募者に無断で使用することはありません。

イ 当院は、「長崎県島原病院売店等運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、企画提案書を提供します。

ウ 提出された参加表明書等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 当院が提示する公募要項等の著作権は当院に帰属し、応募者が提出した参加表明書等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ 当院は、出店手続に係る事務の遂行上必要な範囲において、参加表明書等の複製を作成することができるものとします。

カ 参加表明書等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

第4 審査及び選定について

1 選定委員会の設置

選定委員会を設置し、応募者の企画提案書を審査し、その結果、最も評価が高いと認められる者を出店予定者として選定します。なお、選定委員会は非公開とします。

2 審査及び選定の方法

(1) 応募資格等の審査

応募者が提出した参加表明書について、本公募要項第3の2の「応募者の資格」の各号に規定する応募資格及び第3の7の「参加表明書等の要件及び取扱い」に適合しているか審査を行い、その結果を各応募者に通知します。

※応募資格に適合しないと判断された場合は、企画提案を行うことができません。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 応募の要件に適合すると判断した応募者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。

イ プレゼンテーション及びヒアリングは、令和8年10月中旬に実施を予定しており、応募の要件に適合すると判断した応募者に対し、令和8年9月25日までに日程、会場等の通知をします。

ウ 発表時間はプレゼンテーションを20分、ヒアリング10分の計30分以内とします。なお、プレゼンテーション等への参加者は今回の業務担当者を含む5名以内（パソコン操作者を含む）とします。

エ プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席した場合は、応募を辞退したものとみなします。

(3) 企画提案書の審査及び出店候補者の選定

ア 企画提案書の審査及び出店予定者の選定の方法の詳細については、別表1「企画提案書の評価基準」及び別表2「評価の方法」のとおりとします。

イ 各委員は、別表1「企画提案書の評価基準」に基づき総合的に審査し、別表2「評価の方法」により得点化（100点満点）した後、各委員の合計得点を集計し、総得点が最も高い者を運営事業者として選定します。

ウ 最高得点者が複数となった場合は、選定委員会において協議のうえ、運営事業者を選定します。

3 選定結果の通知

選定委員会の評価後、最終的に当院において運営事業者を決定します。選定結果は、プレゼンテーション及びヒアリング参加者に対して、令和8年10月下旬を目途に文書にて通知します。

4 店舗設置工事

運営事業者決定後に店舗設置に係る工事の協議を行います。工事の施工開始時期は、1階に出店する場合は令和8年11月30日以降、3階に出店する場合は令和9年4月1日以降

を予定しています。ただし、3階に出店する場合は、現運営事業者との協議によっては、施工開始時期が早まる可能性もあります。

5 運営事業者決定後の諸手続き

運営事業者決定後、当院と新運営事業者との間で行政財産使用許可の手続きを行います。手続きの方法については、別途通知します。また、運営事業者には取扱商品販売に係る各種指定等を受けるための手続きを行っていただきます。

第5 応募にあたっての留意事項等

1 選定対象からの除外

応募者が次のいずれかに該当するときは、その者を審査対象から外し、若しくは運営事業者としての決定を取り消す場合があります。

- (1) 選定委員会の委員若しくは選定手続業務に従事する病院職員又はその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為、公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合
- (2) 本公募について不正な利益を得るために連合した場合
- (3) 参加表明書等に虚偽の記載が確認された場合
- (4) 複数の事業計画又は収支計画を提出した場合
- (5) その他選定の手続において不正な行為があったと当院が認めた場合
- (6) 応募者の資格を満たしていないことが判明した場合
- (7) 応募者による売店運営業務の遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が運営事業者としてふさわしくないと当院が判断したとき

2 応募に関する費用負担

本公募に係る手続きに関し応募者が要する費用は、応募者の負担とします。